

令和8年度 第48回世界遺産委員会出席・
現地プロモーションに係る業務委託事業者募集に係る質問と回答

■令和8年4月16日付けの質問に対する回答

【質問】

1. 再委託は可能でしょうか？
2. 上記が可能な場合、再委託先の実績も「同種業務受注実績」として加えてもよろしいでしょうか？

【回答】

1. 再委託に関しては、原則として下記のとおり取り扱います。
 - (1) 業務の全部を第三者に委託すること（一括再委託）は禁止する。
 - (2) 委託業務における主要な部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等）は再委託してはならない。
 - (3) 業務の一部を再委託することを認める場合には、あらかじめ契約の相手方から再委託の申請をさせ、その再委託内容が、委託業務における主要な部分でなく、再委託することに合理的理由があると判断できる場合は、再委託を承認することができる。
 - (4) 契約の相手方は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。
2. 再委託先の実績は「同種業務受注実績」として加えることは出来ません。